



山形県公報

平成27年11月24日（火）
第2700号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 県議会定例会の招集……………（財 政 課）…1415
- 県営土地改良事業計画の決定……………（置賜総合支庁農村計画課）… 同

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

- 政治団体の設立……………1416
- 政治団体の届出事項の異動……………1417
- 政治団体の解散…………… 同
- 資金管理団体の指定……………1418
- 資金管理団体の届出事項の異動…………… 同

### 公 告

- 県営住宅入居者の一般公募……………（庄内総合支庁建築課）… 同
- 監査の結果に基づき講じた措置の公表……………（監 査 委 員）…1422
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………（中 央 病 院）…1423

### 正 誤

## 告 示

#### 山形県告示第978号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、山形県議会定例会を平成27年12月3日山形市に招集する。

平成27年11月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県告示第979号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営南陽地区土地改良事業（経営体育成基盤整備事業（緊急支援型））計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成27年11月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 縦覧に供する書類の名称  
県営南陽地区土地改良事業（経営体育成基盤整備事業（緊急支援型））計画書の写し
- 縦覧に供する場所  
南陽市役所
- 縦覧に供する期間  
平成27年11月24日から同年12月22日まで
- その他  
この告示に係る決定については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に異議申立てをするこ

とができる。

また、この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対してのみ、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

## 選挙管理委員会関係

### 告 示

#### 山形県選挙管理委員会告示第53号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成27年11月24日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊 谷 誠

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）のうち国会議員関係政治団体以外の政治団体

| 政治団体の名称     | 代表者の氏名  | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地             | 届出年月日           |
|-------------|---------|----------|------------------------|-----------------|
| 鈴木とうえい後援会   | 鈴木 藤 英  | 鈴木 晃 子   | 米沢市大字築沢5265番地          | 平成<br>27. 1. 19 |
| 小口なおし後援会    | 小 口 尚 司 | 海老名 茂    | 西置賜郡白鷹町大字箕和田667<br>- 1 | 同<br>1. 26      |
| 小島はじめ後援会    | 田 島 恵 一 | 神 尾 茂 雄  | 米沢市城西三丁目8番7号           | 同<br>3. 5       |
| 渡部秀一後援会     | 石 川 幸 夫 | 嵐 田 隆    | 東置賜郡川西町大字上小松1767       | 同<br>3. 17      |
| 伊藤じゅろう後援会   | 小 形 徹 郎 | 伊 藤 寿 郎  | 東置賜郡川西町大字尾長島510        | 同<br>4. 6       |
| 古山しげみ後援会    | 古 山 繁 巳 | 安 部 新 一  | 西置賜郡飯豊町大字黒沢780         | 同<br>5. 11      |
| まつなが裕美を支える会 | 金 子 昭 郷 | 菅 原 さおり  | 飽海郡遊佐町遊佐字舞鶴194番<br>地   | 同<br>5. 29      |
| 菊地英雄後援会     | 竹 田 理 吉 | 津 田 辰 夫  | 東置賜郡高島町大字夏茂181番<br>地の2 | 同<br>6. 29      |
| 渡部さかえ後援会    | 青 野 幸 雄 | 平 吹 修    | 東置賜郡高島町大字元和田610        | 同<br>7. 17      |
| 鈴木せいざえもん後援会 | 鈴 木 博   | 大 亀 清 孝  | 東置賜郡川西町大字時田1351番<br>地  | 同<br>8. 5       |
| せきの幸一後援会    | 関 野 幸 一 | 崎 村 昌 孔  | 西村山郡大江町左沢1014-5        | 同<br>9. 7       |
| 高橋てつお後援会    | 新 田 道 雄 | 須 磨 信 吾  | 東根市神町東二丁目2番35-5<br>号   | 同<br>10. 2      |
| 高橋つよし後援会    | 高 橋 剛   | 渡 辺 力    | 最上郡舟形町舟形1618番地42       | 同<br>10. 5      |
| 菊池さだよし後援会   | 菊 池 貞 好 | 菊 池 佳 幸  | 村山市楯岡荒町二丁目8番27号        | 同<br>10. 6      |
| 米沢創生の会      | 中 川 勝   | 宮 下 徹    | 米沢市本町3-1-11            | 同<br>10. 15     |

## 山形県選挙管理委員会告示第54号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成27年11月24日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 熊 谷 誠

## 1 政党の支部

| 政治団体の名称           | 代表者の氏名 | 異動事項       | 内 容              |                    | 異動年月日          |
|-------------------|--------|------------|------------------|--------------------|----------------|
|                   |        |            | 新                | 旧                  |                |
| 自由民主党南陽支部         | 殿岡和郎   | 代表者の氏名     | 殿岡和郎             | 佐貝全健               | 平成<br>27. 7. 6 |
| 自由民主党山形県村山市第一支部   | 能登淳一   | 主たる事務所の所在地 | 村山市大字土生田360      | 村山市大字楯岡荒町一丁目1-46   | 同<br>7.22      |
| 自由民主党上山支部         | 高橋義明   | 主たる事務所の所在地 | 上山市泉川7番地         | 上山市金生東2丁目3番4号      | 同<br>8. 5      |
|                   |        | 代表者の氏名     | 高橋義明             | 佐藤昇                |                |
| 自由民主党南陽支部         | 殿岡和郎   | 会計責任者の氏名   | 石黒百合子            | 齋藤あさみ              | 同<br>9. 1      |
| 維新の党参議院山形県選挙区第1支部 | 川野裕章   | 主たる事務所の所在地 | 米沢市万世町金谷482-1    | 米沢市金池7-2-5金池第三ビル2階 | 同<br>10. 1     |
| 維新の党山形県総支部        | 川野裕章   | 主たる事務所の所在地 | 米沢市万世町金谷482-1    | 米沢市金池7-2-5金池第三ビル2階 | 同              |
| 自由民主党大蔵村支部        | 鈴木君徳   | 主たる事務所の所在地 | 最上郡大蔵村大字合海1519-3 | 最上郡大蔵村大字赤松2094     | 同<br>10.20     |
|                   |        | 代表者の氏名     | 鈴木君徳             | 柿崎幹雄               |                |
|                   |        | 会計責任者の氏名   | 加藤忠己             | 佐藤新作               |                |

## 2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

| 政治団体の名称   | 代表者の氏名 | 異動事項   | 内 容   |      | 異動年月日          |
|-----------|--------|--------|-------|------|----------------|
|           |        |        | 新     | 旧    |                |
| 岸宏一飯豊町後援会 | 菅野富士雄  | 代表者の氏名 | 菅野富士雄 | 寺嶋清助 | 平成<br>27. 8. 1 |
| 遠田伯保を励ます会 | 京郷有一   | 代表者の氏名 | 京郷有一  | 高橋栄一 | 同<br>9.27      |

## 山形県選挙管理委員会告示第55号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

平成27年11月24日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 熊 谷 誠

## その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

| 政治団体の名称      | 代表者の氏名 | 解散年月日      |
|--------------|--------|------------|
| 「攻めの酒田」をつくる会 | 阿部政司   | 平成27.10.23 |
| 安野良明後援会      | 小野寺雄司  | 平成27.10.25 |

## 山形県選挙管理委員会告示第56号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、公職の候補者から次のとおり資金管理団体の指定の届出があった。

平成27年11月24日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

| 資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名 | 公職の種類   | 資金管理団体の名称 | 主たる事務所の所在地       | 指定年月日        |
|-----------------------|---------|-----------|------------------|--------------|
| 関野幸一                  | 大江町議会議員 | せきの幸一後援会  | 西村山郡大江町左沢1014-5  | 平成<br>27.9.1 |
| 菊池貞好                  | 村山市議会議員 | 菊池さだよし後援会 | 村山市楯岡荒町二丁目8番27号  | 同<br>10.1    |
| 高橋剛                   | 舟形町長    | 高橋つよし後援会  | 最上郡舟形町舟形1618番地42 | 同<br>10.3    |

## 山形県選挙管理委員会告示第57号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第3号の規定により、公職の候補者から次のとおり資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。

平成27年11月24日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

| 資金管理団体の届出をした者の氏名 | 資金管理団体の名称 | 異動事項  | 内容      |         | 異動年月日         |
|------------------|-----------|-------|---------|---------|---------------|
|                  |           |       | 新       | 旧       |               |
| 菊池大二郎            | 大二郎の会     | 公職の種類 | 村山市議会議員 | 山形県議会議員 | 平成<br>27.9.17 |

## 公 告

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県公営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成27年11月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

| 名称             | 所在地                | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分  | 家賃                      |                                            |                                            |                                            | 摘要     |                                            |                                            |     |
|----------------|--------------------|------|-------------------------------|------|-----|-------------------------|--------------------------------------------|--------------------------------------------|--------------------------------------------|--------|--------------------------------------------|--------------------------------------------|-----|
|                |                    | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |     | 収入が<br>104,000円<br>以下の者 | 収入が<br>104,000円<br>を超え<br>123,000円<br>以下の者 | 収入が<br>123,000円<br>を超え<br>139,000円<br>以下の者 | 収入が<br>139,000円<br>を超え<br>158,000円<br>以下の者 |        | 収入が<br>158,000円<br>を超え<br>186,000円<br>以下の者 | 収入が<br>186,000円<br>を超え<br>214,000円<br>以下の者 |     |
| 県営東部アパ<br>ート1号 | 鶴岡市朝陽町6<br>-25     | 3DK  | 55.7                          | 2    | 一般用 | 14,200                  | 16,400                                     | 18,800                                     | 21,200                                     | 24,200 | 28,000                                     | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額                   |     |
| 同<br>2号        | 同<br>-5            | 同    | 55.7                          | 1    | 同   | 14,200                  | 16,400                                     | 18,800                                     | 21,200                                     | 24,200 | 28,000                                     |                                            |     |
| 同<br>3号        | 同<br>-6            | 同    | 58.0                          | 1    | 同   | 15,100                  | 17,400                                     | 19,900                                     | 22,500                                     | 25,700 | 29,600                                     |                                            |     |
| 同 茅原アパ<br>ート2号 | 同 茅原草<br>見鶴16-1    | 4DK  | 71.5                          | 1    | 同   | 19,600                  | 22,600                                     | 25,900                                     | 29,200                                     | 33,400 | 38,500                                     |                                            |     |
| 同 末広アパ<br>ート3号 | 同 末広町23<br>-60     | 3DK  | 69.3                          | 1    | 同   | 22,700                  | 26,200                                     | 30,000                                     | 33,800                                     | 38,600 | 44,600                                     |                                            |     |
| 同 川南アパ<br>ート1号 | 酒田市若宮町二<br>丁目1-1   | 2DK  | 51.2                          | 4    | 同   | 15,400                  | 17,800                                     | 20,400                                     | 23,000                                     | 26,300 | 30,300                                     |                                            |     |
| 同<br>2号        | 同<br>1-2           | 同    | 51.2                          | 1    | 同   | 15,600                  | 18,000                                     | 20,500                                     | 23,200                                     | 26,500 | 30,600                                     |                                            |     |
| 同 川南住宅3<br>号   | 同<br>1-3           | 同    | 54.6                          | 1    | 同   | 16,400                  | 18,900                                     | 21,600                                     | 24,400                                     | 27,900 | 32,100                                     |                                            | 单身可 |
| 同<br>同         | 同<br>同             | 同    | 54.6                          | 1    | 同   | 16,400                  | 18,900                                     | 21,600                                     | 24,400                                     | 27,900 | 32,100                                     |                                            |     |
| 同 川南アパ<br>ート5号 | 同<br>1-5           | 3K   | 55.7                          | 2    | 同   | 16,900                  | 19,600                                     | 22,400                                     | 25,200                                     | 28,800 | 33,300                                     |                                            |     |
| 同 東泉アパ<br>ート3号 | 同 東泉町四<br>丁目15-22  | 3DK  | 62.6                          | 1    | 同   | 18,500                  | 21,300                                     | 24,400                                     | 27,500                                     | 31,400 | 36,300                                     |                                            |     |
| 同<br>同         | 同<br>同             | 同    | 64.2                          | 2    | 同   | 18,900                  | 21,900                                     | 25,000                                     | 28,200                                     | 32,200 | 37,200                                     |                                            |     |
| 同 鳥海アパ<br>ート2号 | 同 富士見町<br>三丁目2-118 | 同    | 69.2                          | 1    | 同   | 23,200                  | 26,800                                     | 30,700                                     | 34,600                                     | 39,600 | 45,700                                     |                                            |     |
| 同 北新町アパ<br>ート  | 同 北新町一<br>丁目1-58   | 同    | 64.3                          | 1    | 同   | 23,300                  | 26,800                                     | 30,700                                     | 34,600                                     | 39,600 | 45,700                                     |                                            |     |

|        |       |                      |   |      |   |   |        |        |        |        |        |        |  |
|--------|-------|----------------------|---|------|---|---|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--|
| 同<br>ト | 余目アパー | 東田川郡庄内町<br>余目字大塚93-1 | 同 | 64.2 | 2 | 同 | 16,700 | 19,300 | 22,100 | 24,900 | 28,500 | 32,900 |  |
| 同<br>ト | 狩川アパー | 同<br>狩川字山居22         | 同 | 58.0 | 2 | 同 | 12,800 | 14,800 | 16,900 | 19,100 | 21,800 | 25,100 |  |
| 同<br>ト | 遊佐アパー | 飽海郡遊佐町遊<br>佐字田子10-2  | 同 | 59.3 | 1 | 同 | 13,800 | 15,900 | 18,200 | 20,500 | 23,500 | 27,100 |  |

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のあるものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者（ただし、昭和31年4月1日以前に生まれた者を含む。）であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者（ただし、昭和31年4月1日以前に生まれた者を含む。）又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成27年12月3日から同月9日まで（土曜日及び日曜日を除く。）（受付時間 午前10時から午後5時まで）（ただし、郵送の場合は、平成27年12月9日までの消印のあるものに限り有効とする。）
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

東田川郡三川町大字横山字袖東19番 1

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産庄内事務所

5 入居の時期 平成28年 2 月上旬

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、山形県知事から平成27年 3 月20日、同年 9 月11日及び同年 9 月18日に公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

平成27年11月24日

山形県監査委員 森 田 廣  
 山形県監査委員 広 谷 五郎左エ門  
 山形県監査委員 会 田 稔 夫  
 山形県監査委員 加 藤 香

| 監査対象機関        | 指 摘 事 項                     | 措 置 の 内 容                                                                                         |
|---------------|-----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 職員育成センター      | 契約の締結が適切でないものがある。           | 契約の締結に当たっては、関係規程への理解を深めるとともに、関係課との連携により適切な事務を執行するよう改善した。                                          |
| 村山総合支庁保健福祉環境部 | 予算の計画的・効率的な執行がなされていないものがある。 | 予算の計画的・効率的な執行における郵便切手の管理に当たっては、前年度の使用状況や今後の見込み等を勘案して計画的に購入し、必要最小限の保有に留めるなど、徹底した在庫管理を行うよう管理体制を整えた。 |
| 最上総合支庁保健福祉環境部 | 支出事務が適切でないものがある。            | 支出事務の執行に当たっては、各項目の確認を徹底することとした。<br>また、事業担当課と支出担当課との連携を図るとともに、事務の執行状況を管理するよう改善した。                  |
|               | 不納欠損処理が適切でないものがある。          | 不納欠損処理に当たっては、滞納整理表への記録管理を徹底するとともに、複数職員での確認体制を整えた。                                                 |
| 最上総合支庁建設部     | 工事の分割等が適切でないものがある。          | 工事の発注に当たっては、複数職員による内容確認を徹底するよう改善した。                                                               |
| 置賜総合支庁総務企画部   | 契約の締結が適切でないものがある。           | 契約の締結に当たっては、事務執行チェックシートを活用するとともに、請求書の受理状況について責任者が確認する等、複数職員による確認体制を整えた。                           |
| 置賜総合支庁建設部     | 収入の調定が適切でないものがある。           | 収入調定事務の執行に当たっては、複数職員による確認体制を整えるとともに、事務件数の増加する年度当初の更新案件については、事業担当者と経理担当者との連携を図るよう改善した。             |
| 庄内総合支庁保健福祉環境部 | 未収金等の債権の管理が適切でないものがある。      | 未収金の債権管理に当たっては、債権管理マニュアルに基づき管理するとともに、催告等を強化して収納促進を図るよう改善した。                                       |



|       |                  |                                                                                                             |
|-------|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|       | 支出事務が適切でないものがある。 | 支出事務の執行に当たっては、一覧表により可視化して管理するとともに、複数職員による進捗状況の確認を行うよう体制を整えた。<br>また、関係規程への理解を深めるとともに、所属長により確認体制の監督を行うよう改善した。 |
| 農政企画課 | 支出事務が適切でないものがある。 | 支出事務の執行に当たっては、決済の過程において、各確認者による支出内容の確認状況を可視化するとともに、複数職員による確認を徹底するよう改善した。                                    |
| 危機管理課 | 支出事務が適切でないものがある。 | 支出事務の執行に当たっては、管理監督職員が事務の執行状況を管理するとともに、複数職員による進捗状況の確認を徹底するようチェック体制を強化し、支払が遅延しないよう改善した。                       |

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成27年11月24日

山形県立中央病院長 後 藤 敏 和

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
ハイブリッド手術室等 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県立中央病院経営戦略課調達室 山形市大字青柳1800番地 電話番号023(685)2623
- 3 落札者を決定した日 平成27年10月27日
- 4 落札者の名称及び所在地  
株式会社シバタインテック山形支店 山形市桜田東二丁目1番21号
- 5 落札金額 343,980,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成27年9月15日

正 誤

| 発行年月日      | 県公報<br>番 号 | ページ  | 行     | 誤       | 正       |
|------------|------------|------|-------|---------|---------|
| 平成27.10.23 | 第2691号     | 1317 | 下から13 | 同 10. 2 | 同 9.19  |
| 同          | 同          | 同    | 下から9  | 同       | 同 10. 2 |

平成27年11月24日印刷  
平成27年11月24日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形 (631)2057 (631)2056